

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書

国策として推進された平成の大合併により、長崎県内の市町村数は、合併前の79市町村から21市町に再編され、その減少率は73.4%と、全国で最も合併が進んだ県であり、本市においても1市7町で合併したところです。

本市では、合併から8年余りが経過し、適正な行政体制の整備及び職員配置など独自に行財政改革に努めております。また、議会においても、合併により議員数を90人減員するとともに、議会改革を通して議員定数を平成18年の51人から平成23年の改選時に40人とするなど、歳出の削減に努めたところです。

その一方で、合併地域との一体化に資するための道路等のインフラ整備、合併地域の振興策、市民の窓口となる支所等の配置などの合併市町特有の行政需要が生じています。

そのような中、地方交付税の算定の特例措置である合併算定替が今後段階的に縮減し、本市においても、最終的には年間約39億円もの地方交付税の減額が見込まれます。

合併算定替の縮減は、当初から想定されていたこととはいえ、現行の地方交付税の算定方法では、合併市町特有の行政需要が的確に反映されておらず、支所等の必要箇所への配置を初めとして、交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じていることから、今後、財政運営に支障をきたすことは必至であります。

よって、合併市町特有の行政需要について、的確に把握し、地方交付税の算定に適切に反映させるとともに、地方交付税の算定において、国策に協力した合併市町と合併していない市町が、同様に扱われることは誠に遺憾であり、適切に措置されるよう、下記の事項について強く要望します。

記

国家財政にも大きく寄与した合併市町に対し、喫緊の最重要課題である合併市町特有の周辺旧市町地域の維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年9月20日

長 崎 市 議 会